

2016年版マンガはじめて社労士

【法改正のお知らせ】

(3738)

平成 28 年 7 月 31 日

(株)住宅新報社

制作本部出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、法改正等により以下のような修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P.236 1 段目 1 コマ目 左側枠内	常時介護 104,570 円	常時介護 104,950 円
同コマ 右側枠内	随時介護 52,290 円	随時介護 52,480 円
1 段目 2 コマ目 左側枠内	常時介護 56,790 円	常時介護 57,030 円
1 段目 2 コマ目 右側枠内	随時介護 28,400 円	随時介護 28,520 円
P.307 2 段目 1 コマ目 上のフキダシを 右のように修正	そして 改正によって対象家族 1 人について 3 回までの休業が認められたの	
2 段目 2 コマ目 上の文章を 右のように修正	ただし 休業を開始した日から通算して 93 日までとされる。	
P.311 1 段目 1 コマ目	13.5/1000	11/1000
1 段目 2 コマ目	15.5/1000	13/1000
2 段目 1 コマ目	16.5/1000	14/1000
3 段目 2 コマ目	雇用保険率 1000 分の 13.5	雇用保険率 1000 分の 11
	事業主 1000 分の 8.5	事業主 1000 分の 7
	被保険者 1000 分の 5	被保険者 1000 分の 4
	うち 1000 分の 3.5 は二事業	うち 1000 分の 3 は二事業
P.312 1 段目 1 コマ目	雇用保険率 1000 分の 16.5	雇用保険率 1000 分の 14
	事業主 1000 分の 10.5	事業主 1000 分の 9
	被保険者 1000 分の 6	被保険者 1000 分の 5
	うち 1000 分の 4.5 は二事業	うち 1000 分の 4 は二事業

1 段目 2 コマ目	雇用保険率 1000 分の 15.5	雇用保険率 1000 分の 13
	事業主 1000 分の 9.5	事業主 1000 分の 8
	被保険者 1000 分の 6	被保険者 1000 分の 5
	うち 1000 分の 3.5 は二事業	うち 1000 分の 3 は二事業
3 段目 1 コマ目 上の枠内	30 万円×1000 分の 13.5=4,050 円	30 万円× 1000 分の 11=3,300 円
3 段目 1 コマ目 下の枠内	4,050 円	3,300 円
3 段目 2 コマ目 枠内	1000 分の 5	1000 分の 4
P.315 「まとめ」 上の表中 「一般の事業」	1000 分の 13.5	1000 分の 11
	事業主負担 1000 分の 8.5 (うち二事業 1000 分の 3.5)	事業主負担 1000 分の 7 (うち二事業 1000 分の 3)
	被保険者負担 1000 分の 5	被保険者負担 1000 分の 4
「建設の事業」	1000 分の 16.5	1000 分の 14
	事業主負担 1000 分の 10.5 (うち二事業 1000 分の 4.5)	事業主負担 1000 分の 14 (うち二事業 1000 分の 4)
	被保険者負担 1000 分の 6	被保険者負担 1000 分の 5
「農林水産 の事業等」	1000 分の 15.5	1000 分の 13
	事業主負担 1000 分の 9.5 (うち二事業 1000 分の 3.5)	事業主負担 1000 分の 13 (うち二事業 1000 分の 3)
	被保険者負担 1000 分の 6	被保険者負担 1000 分の 5
P.334 4 段目 1 コマ目 上のフキダシ	13.5	11
	16.5	14.0
	15.5	13.0
P.373 「まとめ」 一番下の枠内 上 4,5 行目	全被保険者の標準報酬月額平均した額 ^{※2}	全被保険者の 同月の標準報酬月額 を平均した額
P.407 4 段目 2 コマ目 右のフキダシ	標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する額	直近 12 か月間に基づく日額の 3 分の 2 に相当する額[※]
欄外に追加	※ 1 日につき直近 12 カ月の標準報酬月額の平均額の 30 分の 1 の 3 分の 2 相当額(傷病手当金と同様)。	
P.426 4 段目 真ん中の枠内	被用者年金各法の被保険者 組合員または加入者 (年齢・国内居住要件は問わない)	厚生年金保険 の被保険者 (年齢・国内居住要件は問わない)

P.427 2 段目 2 コマ目 フキダシを 右のように修正	公務員も厚生年金に加入されることになったんだ	
2 段目 2 コマ目 上の枠内	共済年金	厚生年金
P.429 「まとめ」 公的年金制度の しくみ中 3 番目の枠内	被用者年金各法の被保険者、組合員または加入者（年齢・国内居住要件は問わない）	厚生年金保険 の被保険者（年齢・国内居住要件は問わない）
P.431 1 段目 2 コマ目 上 2,3 行目	被用者年金各法	厚生年金保険法
2 段目 1 コマ目 及び 2 コマ目	削除	
P.435 「まとめ」 「任意加入被保険者」①	被用者年金各法*	厚生年金保険法
③下の文章	※被用者年金各法 厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法	削除
P.443 3 段目 1 コマ目 左のフキダシ	被用者年金	第 1 号厚生年金被保険者
3 段目 2 コマ目 上のフキダシを 右のように修正	サラリーマン等が加入する一般の厚生年金保険の被保険者のことですね	
下のフキダシ	そう この被用者年金の加入期間にも特例があるの	そう 公務員も含めて* 厚生年金保険の加入期間にも特例があるの
4 段目 2 コマ目 フキダシ	厚生年金保険や共済組合などの加入期間を合算した	厚生年金保険の加入期間を合算した
欄外に右の文章を追加	※第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）、第 4 号厚生年金被保険者（私学教職員）	
P.446 2 段目 1 コマ目 下の枠内	被用者年金制度の加入期間の特例 20～24 年（444 頁）	厚生年金保険 の加入期間の特例 20～24 年（444 頁）

P.447 「まとめ」 【特例 2】	【特例 2】被用者年金制度の加入期間の特例	【特例 2】厚生年金保険の加入期間の特例
P.451 1 段目 上 3、4 行目	=741,095 円→741,100 円 (50 円以上 100 円未満は 100 円に切上げ)	=741,095 円
P.452 3 段目 上 4、5 行目	=653,333.75 円→653,300 円 → (50 円以上 100 円未満は 100 円に切上げ)	=653,333.75 円→ 653,334 円 → (1 円未満四捨五入)
P.453 「まとめ」 下 1 行目	∴653,300 円 (50 円以上 100 円未満は 100 円に切り上げ)	∴ 653,334 円 (50 銭未満は切り捨て、50 銭以上 1 円未満は 1 円に切上げ)
P.456 3 段目 2 コマ目 左のフキダシ	550,000 円	549,971 円
3 段目 2 コマ目 (注) の文末に 右の文章を追加	(780,100 円 × 70.5% = 549,971 円)	
P.467 3 段目 1 コマ目 枠内	975,100 円	975,125 円
同コマ 右のフキダシ	月額 81,258 円	月額 81,260 円
P.471 「まとめ」 障害基礎年金の額	障害基礎年金の額 (平成 27 年度)	障害基礎年金の額 (平成 28 年度)
障害基礎年金 1 級の枠内	975,100 円 (年額)	975,125 円 (年額)
P.477 「まとめ」 遺族基礎年金の額	遺族基礎年金の額 (平成 27 年度)	遺族基礎年金の額 (平成 28 年度)
P.479 2 段目 1 コマ目 フキダシ	(毎月 15,590 円 平成 27 年度)	(毎月 16,260 円 平成 28 年度)

P.486 3 段目 2 コマ目の表、 及び P.489 「まとめ」の 表を右のように 修正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象月数^{※1}</th> <th>金額^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月以上 12 か月未満</td> <td>48,780 円</td> </tr> <tr> <td>12 か月以上 18 か月未満</td> <td>97,560 円</td> </tr> <tr> <td>18 か月以上 24 か月未満</td> <td>146,340 円</td> </tr> <tr> <td>24 か月以上 30 か月未満</td> <td>195,120 円</td> </tr> <tr> <td>30 か月以上 36 か月未満</td> <td>243,900 円</td> </tr> <tr> <td>36 か月以上</td> <td>292,680 円</td> </tr> </tbody> </table>		対象月数 ^{※1}	金額 ^{※2}	6 か月以上 12 か月未満	48,780 円	12 か月以上 18 か月未満	97,560 円	18 か月以上 24 か月未満	146,340 円	24 か月以上 30 か月未満	195,120 円	30 か月以上 36 か月未満	243,900 円	36 か月以上	292,680 円
	対象月数 ^{※1}	金額 ^{※2}														
	6 か月以上 12 か月未満	48,780 円														
	12 か月以上 18 か月未満	97,560 円														
	18 か月以上 24 か月未満	146,340 円														
	24 か月以上 30 か月未満	195,120 円														
	30 か月以上 36 か月未満	243,900 円														
36 か月以上	292,680 円															
<p>※1 保険料納付済期間の月数、保険料 4 分の 1 免除期間の月数の「4 分の 3」、半額免除期間の月数の「2 分の 1」、4 分の 3 免除期間の月数の「4 分の 1」に相当する月数を合算する。</p> <p>※2 基準月が平成 28 年度に属する場合の支給額である。</p>																
P.487 1 段目 1 コマ目 枠内	187,080 円	195,120 円														
P.499 4 段目 左のフキダシ	民間企業の会社員が	民間企業の会社員 や公務員 が														
5 段目左の文章	厚生年金保険に加入する企業の会社員は、	厚生年金保険に加入する企業の会社員、 又は公務員 は														
右図	削除															
P.503 「まとめ」 「厚生年金保険とは」の表	削除															
P.509 「まとめ」 「被保険者」 ③上 3 行目	厚生労働大臣に	実施機関に														
P.519 3 段目 2 コマ目、 及び P.521「まとめ」 「標準報酬月額」の表を 右のように修正	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>健康保険法</td> <td>第 1 級 58,000 円～第 50 級 1,390,000 円</td> </tr> <tr> <td>厚生年金保険法</td> <td>第 1 級 98,000 円～第 30 級 620,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		健康保険法	第 1 級 58,000 円～第 50 級 1,390,000 円	厚生年金保険法	第 1 級 98,000 円～第 30 級 620,000 円										
健康保険法	第 1 級 58,000 円～第 50 級 1,390,000 円															
厚生年金保険法	第 1 級 98,000 円～第 30 級 620,000 円															

P.526 2 段目 2 コマ目 右のフキダシ	そうです 66 歳になる前に老齢厚生年金の支給を請求しなかった場合 66 歳以後に申出をすれば その申出をした時期に応じて加算された年金が支給されるんです	そうです 受給権を取得した日から 1 年を経過する 前に老齢厚生年金を請求しなかった場合 その申出をした時期に応じて加算された年金が支給されるんです
P.533 「まとめ」 「年金額」左の 枠内	定額単価（平成 27 年度は、	定額単価（平成 28 年度は、
P.549 2 段目 1 コマ目	障害基礎年金（975,100 円）	障害基礎年金（ 975,125 円）
P.551 「まとめ」 「年金額」	障害基礎年金 （975,100 円*）	障害基礎年金 （ 975,125 円*）
P.552 2 段目 2 コマ目 上のフキダシ	サラリーマンの場合だけどね	サラリーマン や公務員 の場合だけどね
P.563 「まとめ」 「年金額」 下 1 行目	※1、2、3 平成 27 年度の額	※1、2、3 平成 28 年度の額
P.569 「まとめ」 「育児休業中の 保険料免除の扱 い」 枠内	※事業主が厚生労働大臣に申し出ることによって免除される。	※事業主（ 第 2 号厚生年金被保険者又は第 3 号厚生年金被保険者については、被保険者 ）が 実施機関 に申し出ることによって免除される。